

国庫補助金の学校給食費補助金10,000千円は、第一給食センター廃水処理施設改良事業が対象であり、3月末に交付される予定である。

(2) 歳 出

予算は一部に執行率の低いものもあるが、これらは今後執行する予定のものであり、おおむね順調に執行されている。

ア 旅費の支給状況について

計数に誤りはなく適正である。

イ 前渡金の経理状況について

報酬、報償費で3件あるが、支払い、精算の事務処理は適正である。

4 備品の管理状況について

台帳が整備されており、管理記録は適正である。

5 学校給食に関する事務について

給食事業は、学校給食センター運営審議会の決定による年間実施計画に基づき、適切に行われており、毎月の献立計画については、食材料、栄養のバランス等が十分に配慮されていて、魅力ある内容になっていると思われる。

6 給食設備及び給食従事職員等の衛生管理について

食器細菌培養検査による食中毒の発生防止等の衛生管理は適切に行われており、給食従事者に対しては、腸内細菌培養検査が毎月実施されている。また、職員等の衛生調理に関する研修会・講習会も適時に行われており、特に問題はないものと思われる。

7 施設設備等の保守管理の業務委託について

各委託契約の契約から支払いまでの事務処理は適正であり、委託業務の執行状況も順調であると認められた。

カ 学校給食センターの運営審議会に関する事。

キ 学校給食職員の保健衛生に関する事。

ク 学校給食に係る諸調査及び統計に関する事。

ケ 学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条第2項に定める学校給食費（以下「給食費」という。）の集金及び経理に関する事。

コ その他学校給食に関する事。

サ 課内庶務に関する事。

(2) 給食第二係

ア 学校給食計画に関する事。

イ 給食用物資の購入、あっせん及び管理に関する事。

ウ 献立の作成に関する事。

エ 調理技術の研究指導に関する事。

オ 学校給食センターの指導及び連絡に関する事。

カ 学校給食職員の保健衛生に関する事。

キ 給食費の集金及び経理に関する事。

ク その他学校給食に関する事。

2 職員の配置状況は、次のとおりである。

職名 区分	職名					
	課長	係長	主事	作業員	栄養士	計
学校給食課	1	2	1	22	3	29
給食第一係	—	1	1	13	2	17
給食第二係	—	1	—	9	1	11

注：栄養士は都の職員

学校給食センター所長は学校給食課長、副所長は給食第一・二係長兼務

3 予算の執行状況について

予算の執行状況は別表1のとおりであり、その目的に従いおおむね適正に執行されているものと認められた。

(1) 歳 入

別表1

予算執行状況に関する調べ

平成3年9月30日現在

(単位:円)

歳入

款 項 目	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収入率 (%)		説 明
				予算対比	調定対比	
10 国庫支出金	2,236,120,000	879,429,000	857,102,000	38.3	97.5	
2 国庫補助金	1,231,295,000	411,960,000	404,005,000	32.8	98.1	
5 教育費国庫補助金	344,991,000	6,700,000	0	0	0	

歳出

款 項 目	予 算 現 額	支 出 済 額	予 算 残 額	執行率 (%)	説 明
10 教 育 費	4,589,283,000	943,184,768	3,646,098,232	20.6	
4 学 校 給 食 費	313,240,000	124,059,116	189,180,884	39.6	
1 学 校 給 食 費	313,240,000	124,059,116	189,180,884	39.6	

写

福監発第 44 号
平成 4 年 1 月 6 日

福生市長 石川 彌八郎 殿
福生市議会議員
赤星 行人

福生市監査委員 持田 力 印
同 林田 武 印

平成 3 年 1 1 月分例月出納検査の結果に
ついて

このことについて、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定により、検査の結果に関する報告を次のとおり提出します。

- 1 検査日 12 月 25 日(水)
- 2 場所 監査委員事務局
- 3 対象 平成 3 年 1 1 月中における収入役の権限に属する現金の出納状況並びに関連事項。
- 4 結果 1 1 月中における現金の出納状況について関係帳簿及び証拠書類の検査を実施した結果、1 1 月末日における収支の状況は、別紙のとおりで計数上の誤りは認められなかった。

平成 3 年 11 月分

平成 3 年度

1 歳入歳出の状況

会 計 名	予 算 現 額	本 月 中 歳 入 額	本 月 末 歳 入 累 計 額	収 入 率	本 月 末 現 在 高
		本 月 中 歳 出 額	本 月 末 歳 出 累 計 額	執 行 率	
一般会計	18,246,269	1,307,873,793	9,632,506,757	52.8	818,722,180
国保会計	2,296,139	187,174,012	1,277,179,597	55.6	111,425,263
老人保健		177,438,165	1,165,754,329	50.8	
医療会計	1,704,790	132,006,000	1,002,654,698	58.8	29,324,707
下水道		131,353,626	973,329,991	57.1	
事業会計	2,426,709	86,460,737	1,108,654,325	45.7	81,334,442
受託水道		40,444,169	1,027,319,883	42.3	
事業会計	981,600	89,257,000	492,220,150	50.1	61,911,564
		72,447,572	430,303,586	43.8	
合 計	25,655,507	1,802,771,542	13,513,215,527	52.7	1,102,718,161
		1,076,785,782	12,410,497,366	48.4	

2 歳入歳出外現金の状況

区 分	前 月 末 現 在 高	本 月 中 収 入 額	本 月 中 支 出 額	本 月 末 現 在 高
歳入歳出外現金	42,040,306	265,818,018	259,401,863	48,456,461
都 税	113,338,579	162,848,358	113,338,579	162,848,358
合 計	155,378,885	428,666,376	372,740,442	211,304,819

3 基金の状況

区 分	前 月 末 現 在 高	本 月 中 収 入 額	本 月 中 支 出 額	本 月 末 現 在 高
基 金				
職員退職準備	123,586,610	0	0	123,586,610
庁舎建設	2,250,692,430	0	0	2,250,692,430
都市施設整備	6,434,153,939	0	0	6,434,153,939
福生市育英	13,150,000	0	0	13,150,000
市営住宅等管理	49,176,777	0	0	49,176,777
財政調整	929,640,143	0	0	929,640,143
学校施設等整備	969,736,242	0	0	969,736,242
国際交流	168,898,255	0	0	168,898,255
ふるさと	211,081,028	0	0	211,081,028
金 用 品 調 達	1,357,310	160,422	776,214	741,518
土地開発	278,086,043	0	131,062,044	147,023,999
中小企業振興				
資金一時補填	2,000,000	0	0	2,000,000
国保高額療養費				
資金貸付	2,995,912	0	753,255	2,242,657
国民年金				
印紙購入	15,012,750	45,579,400	25,000,000	35,592,150
合 計	11,449,567,439	45,739,822	157,591,513	11,337,715,748



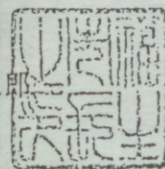
市議会議長

赤星行人 殿

事務連絡

平成4年1月11日

福生市長 石川 彌八郎



福生市組織条例の一部を改正する条例及び福生市職員定数条例
の一部を改正する条例資料の一部訂正について（お願い）

このことについて、平成3年12月20日の本会議におきましてご配布申し上げま
した資料につきまして、次の理由により訂正がございますので、別紙のとおり訂正さ
せていただきたく存じますので、資料の差し替えをお願いいたします。

1. 福生市組織条例の一部を改正する条例資料

- （1）変更後の建設部土木課につきまして、新たに整備係を設けまして、施設構造
物の維持、補修等の業務の徹底を図ることといたしたい。
- （2）変更後の建設部下水道課につきまして、管理係と排水設備係とを統合して管
理普及係といたしたく予定しておりましたが、今後の下水道施設の維持管理や、
未水洗化問題への対応を考慮し、従前の排水設備係の人員を1名削減しながら
も、排水設備係として存続いたしたい。
- （3）上記2課の訂正は、いずれも、現在提案しております改正案の配置職員数の
範囲内で行うものでございます。

2. 福生市定数条例の一部を改正する条例資料

- （1）上記の組織上の訂正をお願い申し上げます結果、改正案の職員配置数につつま
して、係長職におきまして2名の増、係員において2名の減となりますところか

ら、市長部局欄及び合計欄中の係長職、係員の配置数が2名ずつ変更となります。

なお、組織改正に伴います職員増の14名の範囲内での変更でございます。

- （2）定数外職員につきまして、新たに東京都市町村職員研修所より市職員の派遣要
請がございまして、平成4年4月から職員1名を派遣することになりました。

このため、定数外職員数は、7名から8名に1名の増員となります。

福生市職員定

高年と知平

高立野末月

081,357,818

111,452,569

52,354,501

511,452,415

102,119,119

1,101,119,119

高立野末月本

101,452,415

101,452,415

高立野末月本

101,452,415

101,452,415

101,452,415

101,452,415

101,452,415

101,452,415

101,452,415

101,452,415

101,452,415

101,452,415

101,452,415

101,452,415

101,452,415

101,452,415

101,452,415

資 料 議 會 本

1 新旧定数比較及び組織改正に伴う配置予定(案)

する条例資料

配置予定(案)

種別	件数	1	2	3
国定公園	6	1	1	
国定公園	10	1	6	1
国定公園	57	2	18	1
国定公園	227	4	69	1
国定公園	307	8	114	3
その他				

新旧定数比較及び組織改正に伴う配置予定（案）

（単位 人）

現 行								改 正 案							[] 内は増減を示す。	
	市 長 部 局	議 会 事 務 局	教 育 委 員 会 事 務 局	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	監 査 委 員 事 務 局	農 業 委 員 会 事 務 局	合 計	市 長 部 局	議 会 事 務 局	教 育 委 員 会 事 務 局	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	監 査 委 員 事 務 局	農 業 委 員 会 事 務 局	合 計		
定 数	310	9	115	3	3	2	442	337 [+27]	9	122 [+7]	3	3	2	476 [+34]		
配 置 数	部長職	6	1	1			8	7 [+1]	1	2 [+1]				10 [+2]		
	課長職	19	1	6	1	1	28	24 [+5]	1	6	1	1		33 [+5]		
	係長職	57	2	18	1	1	79	65 [+8]	2	18	1	1		87 [+8]		
	係 員	227	4	89	1	1	322	225 [-2]	4	90 [+1]	1	1		321 [-1]		
	実 数	309	8	114	3	3	437	321 [+12]	8	116 [+2]	3	3		451 [+14]		
定数外							4							8 [+4]		

平成3年12月20日

本 会 議 資 料

福生市組織条例の一部を改正する条例資料

1 福生市組織条例の一部を改正する条例案新旧対照表

2 改正組織機構案

3 改正組織配置予定人員比較表

4 福祉部担当業務新旧比較表

○福生市組織条例の一部を改正する条例案新旧対照表

旧

(設置)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十八条第七項の規定に基づき、次の部を設置する。

- 企画財政部
- 総務部
- 市民部
- 福祉部
- 建設部

2 前項に規定する部に属さない組織として行政推進担当を置く。

(事務分掌)

第二条 前条第一項に規定する各部の事務分掌は、次のとおりとする。

企画財政部

- 一 市政の総合企画に関すること。
- 二 市政運営の調整に関すること。
- 三 広報広聴に関すること。
- 四 予算その他財政に関すること。
- 五 契約に関すること。
- 六 市史編さんに関すること。
- 七 税務に関すること。

総務部

- 一 秘書及び交際に関すること。
- 二 主要施策の渉外に関すること。
- 三 基地対策に関すること。
- 四 市議会との連絡に関すること。
- 五 統計及び財産に関すること。
- 六 用地の取得に関すること。
- 七 文書及び人事に関すること。
- 八 他の部に属さないこと。

新

(設置)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十八条第七項の規定に基づき、次の室及び部を設置する。

- 市長公室
- 企画財政部
- 総務部
- 市民部
- 福祉部
- 都市整備部
- 建設部

(事務分掌)

第二条 前条に規定する室及び部の事務分掌は、次のとおりとする。

市長公室

- 一 秘書及び交際に関すること。
- 二 主要施策の渉外に関すること。
- 三 基地対策に関すること。
- 四 市議会との連絡に関すること。
- 五 広報広聴に関すること。

企画財政部

- 一 市政の総合企画に関すること。
- 二 市政運営の調整に関すること。
- 三 予算その他財政に関すること。
- 四 契約に関すること。
- 五 市史編さんに関すること。
- 六 税務に関すること。

総務部

- 一 儀式及び表彰に関すること。
- 二 統計及び財産に関すること。
- 三 電子計算機に関すること。
- 四 文書及び人事に関すること。
- 五 消防その他住民の安全に関すること。
- 六 他の室及び部の主管に属さないこと。

旧	新
市民部 - 一 戸籍及び住民の記録に関すること。 - 二 国民健康保険、老人保健医療及び国民年金に関すること。 - 三 経済に関すること。 - 四 公害に関すること。 - 五 清掃に関すること。 - 六 消防その他住民の安全に関すること。	市民部 - 一 戸籍及び住民の記録に関すること。 - 二 国民健康保険、老人保健医療及び国民年金に関すること。 - 三 経済に関すること。 - 四 公害に関すること。 - 五 清掃に関すること。
福祉部 - 一 社会福祉に関すること。 - 二 健康管理に関すること。	福祉部 - 一同上 - 二同上
建設部 - 一 土木に関すること。 - 二 都市計画及び地域開発に関すること。 - 三 建築及び施設に関すること。 - 四 下水道に関すること。 - 五 受託水道に関すること。	都市整備部 - 一 都市計画及び地域開発に関すること。 - 二 用地の取得に関すること。 - 三 建築及び施設に関すること。 建設部 - 一 土木に関すること。 - 二 下水道に関すること。 - 三 受託水道に関すること。
2 前条第二項に規定する行政推進担当の事務分掌は、特命事項の調査研究に関することとする。	
(委任) 第三条 省略	(委任) 第三条 省略